

議案第26号 学校職員の分限に関する条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

幼稚園教諭等に関する分限の手續及び効果について、一般の行政職員等と取扱いを統一するため、本条例を廃止するもの。

学校職員の分限に関する条例

昭和29年2月16日

小松島市条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)の規定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、法律に特別の定めがある場合を除き、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の意に反する休職及び降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職、降給の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(学校職員の範囲)

第2条 この条例において「職員」とは、幼稚園、小学校、中学校の校長、園長、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師及び事務職員その他の職員をいう。

(職員の意に反する休職の事由)

第3条 職員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) その職に必要な適格性を欠く場合
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少による廃職又は過員を生じた場合

(職員の意に反する降給の事由)

第4条 職員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを降給することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合

- (2) 法第28条第1項の規定により降任された場合

- (3) 職階制による職の格付の改正の結果、降任と同一の結果となった場合

(降任、免職、休職及び降給の手續)

第5条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合に於ては、あらかじめ医師2人を指定して診断を行わせ、その意見を聴かなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分は、その旨を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第6条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。

2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

3 前2項の休職期間中において、本人から復職又は休職期間更新の申出がなくしてその期間が満了した場合には、その職を失う。

4 任命権者は、第1項及び第2項の規定による休職の期間中においても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

5 法第28条第2項第2号の規定による休職の期間は、その刑事事件が裁判所に係属する間とする。

6 第3条各号の規定による休職期間は、1年を超えない範囲内において、個々の場合について任命権者が定める。

7 前項の休職期間が満了した場合には、別段の処分がない限り、復職するものとする。

8 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の範囲については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあ

るのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。

第7条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、その休職期間中、法律又は条例に別段の定めある場合を除いて、いかなる給与も支給されない。

(降給の効果)

第8条 第4条第1号の規定による降給は、6月以下の期間、現に受けている号給より2号以内下位の号給に降給するものとする。

2 第4条第2号及び第3号の規定による降給は、個々の場合について任命権者が定める。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項については、教育委員会で定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。

附 則 (令和元年条例第8号) 抄

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。